

令和4年度答申第5号

令和4年 9月 9日

松戸市教育委員会

教育長 伊藤 純一様

松戸市個人情報保護審議会

会長 井川 信子 印

個人情報の開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和元年6月26日付け松教生企第114号をもって諮問のあった個人情報の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市教育委員会が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成31年2月20日付けで、松戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）に対し、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「私が平成31年1月31日付けで松戸市教育委員会宛てで個人情報開示請求した件に係り取得・作成されたもの一切。たとえば、起案文書、協議や合議の文書、意見や苦情についての文書、公印の取消に関する文書、公印を取り消す前のものと取り消した後のものとの両方、その他郵送に関する文書など。ただし、当該開示請求の開示対象文書自体を除く。」（以下「本件公文書」という。）について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、本件開示請求に対して、平成31年3月6日付けで、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、平成31年3月29日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

本件処分に対する審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報の全ての開示を求める。

開示決定の場合も教示文を付すことを求める。

- (2) 原処分では、何らかの情報が事実上、非開示にされたものというべきであり、その情報の性質や名称の他、非開示事由までも附記しない違法な処分である。

処分庁は、実質上、部分開示決定したのであり、さらに、条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条

例第30号)第10条第3項により、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないことが規定されているにもかかわらず、何が非開示とされたのか、なぜ除外されたのかといった趣旨が一部開示をする理由欄に一切記載されていないことから、同項の要求する義務を回避するためになされたものに他ならないというべきであり、条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例第10条第3項並びに松戸市行政手続条例(平成8年松戸市条例第16号)第8条各項、第14条第1項及び第3項の規定に違反し、理由附記に不備があると言わざるを得ない。

対象個人情報 が本件で特定されたもので尽くされているとは、到底考えられない。

開示請求書の記載からして、郵便を出すにあたって審査請求人の個人情報を記載した公文書を種々、取得、作成しているはずである。何らかの照合できる文書も存在していると言ふべきである。

公印取り消し手続に係る文書も特定されていないから、特定すべきである。

また、特定された文書も、たとえば、別紙により記載されていても、その別紙が特定されていないなど、文書の前後で照合することができず、いわば虫食い状態になっている。

この点でも特定漏れであると言わざるを得ない。

それにもかかわらず、全部開示決定という扱いにすることは、不開示や部分開示の決定の件数を少しでも少なく見せかけ、全部開示決定の件数を少しでも多く見せかけるための操作であると言わざるを得ない。

全部開示の場合でも、文書の特定について争えることから、当然に行政争訟の教示を付すべきである。実際に、国や独法、千葉県や東京都など他の自治体の全部開示決定の通知書には、教示文が明記されている。行政不服審査請求をする者は、法的知識に乏しい者が多いのであるから、可能な限り教示すべきである。

このような教示を欠いていることから、看過し得ない手続上の瑕疵として当然に原処分を取り消すべきである。

4 処分庁の説明要旨

本件処分に対する処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 開示請求文書に対し、特定した文書は次のとおりである。ただし、審査請求人が「当該開示請求の開示対象文書自体を除く。」としているため、開示対象文書は除いている。

- ① 平成31年2月13日付「個人情報開示請求（松教生企第327号）について」の起案文書一式（公印を取り消す前のものと取り消した後のものとの両方の通知書を含む。）
- ② 平成31年2月13日付「個人情報開示請求（松教生企第327号）に係る文書の全部開示（教育企画課分）について」の起案文書一式
- ③ 平成31年2月1日付「個人情報開示請求について（郵便）」の起案文書一式
- ④ 平成31年2月13日付「個人情報開示請求（松教生企第326号）について」の起案文書一式（公印を取り消す前のものと取り消した後のものとの両方の通知書を含む。）
- ⑤ 平成31年2月13日付「個人情報開示請求（松教生企第326号）に係る文書の開示（教育企画課分）について」の起案文書一式
- ⑥ 平成31年2月1日付「個人情報開示請求について」の起案文書一式
- ⑦ 平成31年2月12日付「個人情報公開請求に係る文書の提出について（依頼）」の起案文書一式
- ⑧ 平成30年4月17日付「個人情報開示について」の起案文書一式
- ⑨ 平成30年8月28日付「公文書開示請求について」の起案文書一式
- ⑩ 平成31年2月13日付「個人情報公開請求に係る文書の提出について」の起案文書一式
- ⑪ 平成30年8月16日付「公文書開示請求書について」の起案文書一式
- ⑫ 平成29年2月24日付「公文書開示請求に対する決定について」の起案文書一式
- ⑬ 平成29年3月2日付「公文書開示請求に対する決定について」の起案文書一式
- ⑭ 平成29年5月8日付「松戸市情報公開審査会への諮問に関する審査請求人への通知について」の起案文書一式

⑮ 平成29年3月17日付「公文書開示請求に対する決定について」の起案文書一式

⑯ 平成29年4月11日付「公文書開示請求に対する開示決定等期間延長について」の起案文書一式

⑰ 平成29年5月22日付「松戸市情報公開審査会への諮問に関する審査請求人への通知について」の起案文書一式

そして、特定した文書以外に、公文書を取得・作成していない。

(2) 審査請求人は、全部開示の場合でも教示を付すべきと主張するが、申請に係る処分につき申請どおりの処分をする場合には、処分の相手方は本来不服がないのであるから、相手方に対して教示を行う必要はない。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例による規定

ア 個人情報について

条例第2条第1号は、「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）イ 個人識別符号が含まれるもの」と規定する。

イ 市の機関について

同条第5号は、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。」と規定する。

ウ 公文書について

同条第7号は、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう。」と規定する。

エ 個人情報の開示請求について

条例第10条第1項は、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」と規定する。

オ 個人情報の開示の手続等について

条例第11条の3第2項は、「開示の手続等については、松戸市情報公開条例の規定を準用する。」と規定し、松戸市情報公開条例第10条第3項は、「開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定し、個人情報の全部開示決定の場合は、同項の理由付記の適用外とする。

(2) 本件公文書の特定について

審査請求人は、対象個人情報 が本件で特定されたもので尽くされているとは、到底考えられないこと、処分庁の担当者が、請求対象を恣意的に絞り込んだ上で、処分したものであること、また文書の特定において、事務処理に伴い発生するであろうと推測される公文書を想定し、文書の特定漏れがあること等を主張している。

審議会において、処分庁に対して説明を求め、審査請求人の主張を踏まえて本件開示請求に対応する開示決定文書の内容を処分庁の起案文書ごとにそれぞれ照合したところ、本件公文書について、その特定漏れ等は、特段、見受けられないことが確認できた。

そして、本件公文書に係る処分庁の説明について、不自然な点は認められないほか、処分庁の本件公文書の特定に係る作業は通常 of 文書処理事務として行われているものと認められることからすると、その特定が恣意的なもの

であるとは言えず、本件処分は妥当である。

(3) 教示について

全部開示決定は、請求を全部認容する処分であり、一般的には、請求者に不利益は生じないため、教示の必要性を欠くことから、全部開示決定において教示をしないことを違法又は不当ということはできない。

なお、行政庁が不服申立てをすることができる処分を書面である場合であっても、教示をしないことによって、行政庁の処分や裁決自体が違法になるとは解されないから（東京地裁昭和51（行ウ）第157号同54年8月21日判決参照）、仮に請求人の主張のように教示が必要であると解するとしても、本件処分の取消事由になるものではない。

6 審議会の結論

以上のことから、1 審議会の結論のとおり判断する。

審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 4月24日	諮問書の受理
令和 4年 4月22日	第1回審議会（諮問の報告）
令和 4年 5月30日	第2回審議会（審議・意見陳述）
令和 4年 6月30日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 4年 8月 5日	第4回審議会（審議）
令和 4年 9月 9日	第5回審議会（審議）